

修正前	修正後	備考
札幌市夜間急病センターの運営見直し案について 答申 <u>(素案)</u> 札幌市医療体制審議会 令和7年(2025年) 月 日	札幌市夜間急病センターの運営見直し案について 答申 <u>(案)</u> 札幌市医療体制審議会 令和7年(2025年) 月 日	・素案→案へ修正

修正前	修正後	備考
第1 現状と課題 ＜省略＞ 第2 課題への対応 1 基本方針 ＜省略＞ 2 札幌市夜間急病センターの課題への対応策 (1) 診療体制の強化に関わる対応 ア 体制整備とそれに伴う診療報酬 患者来院後速やかに患者の状態に応じて診療の優先順位を判断するため、トリアージ体制を整備し、診療報酬である「院内トリアージ実施料」を算定する。 また、持続的な夜間診療体制を確保できるよう施設・体制を整備し、診療報酬である「地域連携夜間・休日診療料」、「地域連携小児夜間・休日診療料1」を算定する。（表1） ＜省略＞ 表1 新たに算定可能な診療報酬 また、<u>急性腹症に対するCT撮影について、現在は日ごとの差が大きいことから、「急性腹症診療ガイドライン」を基に、CT撮影を行う等、診療の安定性の向上を図ることについて検討の必要がある。</u> ＜省略＞ (2) 歳出減に関わる対応 ア 人件費 受診者数が開設当初から4割以上減少しているが、人員配置が固定されており、特に看護師については、他政令市類似施設と比較して一人当たりの受け持ち患者数が少なく、配置が過剰となっている可能性がある（表2、表3）。 また、電話相談業務に当たって<u>看護師を常時2名配置しており、業務分担について見直しの余地がある。</u> ＜省略＞ 表2 従事者配置 ＜省略＞ 表3 看護師一人当たりの受け持ち患者数 このことから、看護師について、現時点の受診者数に見合った配置人数に適正化するとともに、将来の受診者数の推移に応じて適時見直しを行うことが必要である。	第1 現状と課題 ＜修正なし＞ 第2 課題への対応 1 基本方針 ＜修正なし＞ 2 札幌市夜間急病センターの課題への対応策 (1) 診療体制の強化に関わる対応 ア 体制整備とそれに伴う診療報酬 患者来院後速やかに患者の状態に応じて診療の優先順位を判断するため、トリアージ体制を整備し、診療報酬である「院内トリアージ実施料」を算定する。 また、持続的な夜間診療体制を確保できるよう施設・体制を整備し、診療報酬である「地域連携夜間・休日診療料」、「地域連携小児夜間・休日診療料1」を算定する。（表1） ＜修正なし＞ 表1 新たに算定可能な診療報酬 また、<u>例えばCT撮影について、現在は日ごとの差が大きいという実態がある。夜間急病センターに備わっている機器を活用するとともに診療の安定性向上を図るため、病態に応じて必要があれば積極的に検査を実施することについて検討の必要がある。</u> ＜修正なし＞ (2) 歳出減に関わる対応 ア 人件費 受診者数が開設当初から4割以上減少しているが、人員配置が固定されており、特に看護師については、他政令市類似施設と比較して一人当たりの受け持ち患者数が少なく、配置が過剰となっている可能性がある（表2、表3）。 また、<u>看護師が診療に従事する傍ら、市民からの救急医療相談も含めた電話相談業務に当たっていることから、救急安心センターさっぽろの活用などにより、業務分担について見直しの余地がある。</u> ＜修正なし＞ 表2 従事者配置 ＜修正なし＞ 表3 看護師一人当たりの受け持ち患者数 このことから、看護師について、現時点の受診者数や求められる医療の変化などに見合った配置人数に適正化するとともに、将来の受診者数の推移に応じて適時見直しを行うことが必要である。	・前回審議会意見を踏まえた修正 ・電話相談業務の実態を踏まえた修正 ・前回審議会意見を踏まえた修正

修正前	修正後	備考								
併せて、看護師が行う電話相談業務を廃止し、<u>専門的な相談は救急安心センターさっぽろに機能を移転し</u>、その他の一般的な相談は窓口業務委託の事務職員に移転することで、業務分担の適正化を図る必要がある。 イ 委託費・旅費交通費 ＜省略＞ また、旅費交通費のうち学会参加に係る旅費が他政令市と比較して高水準であることから、支出の適正化を図る必要がある（表５）。 <table><tr><td>札幌市</td><td>他政令市類似施設 平均 ※支出実態がある施設のみ</td></tr><tr><td><u>7,759</u> 千円</td><td>137 千円</td></tr></table> 表５ 学会旅費に係る支出額 第３ 見直しの取組み（提言） ＜省略＞ ２ 見直しの取組み内容 (1) 速やかに行われるべき取組み ア 診療体制の強化 「院内トリアージ実施料」、「地域連携夜間・休日診療料」、「地域連携小児夜間・休日診療料Ⅰ」について、必要な体制を整備し、施設基準を届け出ること。 また、<u>例えば急性腹症のガイドラインに基づき、ＣＴ撮影を行う等、診療の安定性向上を図ること。</u> <u>イ 経費の適正化</u> <u>学会参加に係る旅費交通費の適正化を行うこと。</u> <u>ウ 接遇の改善・向上</u> 利用者に対する接遇の改善・向上を図ること。<u>また、電話相談業務について、他相談窓口への移行を行うこと。</u> <u>エ</u> キャッシュレス決済の導入 ＜省略＞	札幌市	他政令市類似施設 平均 ※支出実態がある施設のみ	<u>7,759</u> 千円	137 千円	併せて、看護師が行う電話相談業務を見直しし、<u>救急安心センターさっぽろで対応可能な救急医療相談等は救急安心センターを活用するとともに</u>、その他の一般的な問い合わせは窓口業務委託の事務職員に移行することで、業務分担の効率化を図る必要がある。 イ 委託費・旅費交通費 ＜修正なし＞ また、旅費交通費のうち学会参加に係る旅費が他政令市類似施設と比較して高水準であることから、<u>学会参加に係る基準を定めた上で</u>支出の見直しを図る必要がある（表５）。 <table><tr><td>札幌市<u>夜間急病センター</u></td><td>他政令市類似施設 平均 ※支出実態がある施設のみ</td></tr><tr><td><u>3,060</u> 千円</td><td>137 千円</td></tr></table> 表５ 学会旅費に係る支出額 <u>（令和５年度決算額）</u> 第３ 見直しの取組み（提言） ＜修正なし＞ ２ 見直しの取組み内容 (1) 速やかに行われるべき取組み ア 診療体制の強化 「院内トリアージ実施料」、「地域連携夜間・休日診療料」、「地域連携小児夜間・休日診療料Ⅰ」について、必要な体制を整備し、施設基準を届け出ること。 また、<u>夜間急病センターに備わっている機器を活用するとともに診療の安定性向上を図るため、病態に応じて必要があれば積極的に検査を実施すること。</u> <u>イ</u> 接遇の改善・向上 利用者に対する接遇の改善・向上を図ること。 <u>ウ</u> キャッシュレス決済の導入 ＜修正なし＞	札幌市 <u>夜間急病センター</u>	他政令市類似施設 平均 ※支出実態がある施設のみ	<u>3,060</u> 千円	137 千円	・前回審議会意見を踏まえた修正及び文言整理 ・夜間急病センターにおける学会旅費支出の実態を踏まえた修正（R6予算額→R5決算額）及び文言整理 ・前回審議会意見を踏まえた修正 ・前回審議会意見を踏まえた修正（(1)速やかに行われるべき取組み→(2)令和８年度当初までに行われるべき取組みへ移動） ・電話相談業務は(2)令和８年度当初までに行われるべき取組みのＡ看護師職員配置の適正化に統合
札幌市	他政令市類似施設 平均 ※支出実態がある施設のみ									
<u>7,759</u> 千円	137 千円									
札幌市 <u>夜間急病センター</u>	他政令市類似施設 平均 ※支出実態がある施設のみ									
<u>3,060</u> 千円	137 千円									

修正前	修正後	備考
(2) 令和8年度当初までに行われるべき取組み ア 看護師職員配置の適正化 <u>看護師職員の配置について、別表のとおり令和6年度時点の受診者数に見合った人数を基準とし、かつ、法定休日や繁忙期に対応した勤務シフト等の実務における要件を考慮し、柔軟な雇用体制を構築すること。なお、人員削減を段階的に行う場合は、令和8年度当初までに着手し、令和11年度末までに完了すること。</u> ＜省略＞ <u>別表 看護師職員配置人数</u> また、看護師による電話相談業務は<u>廃止</u>し、<u>専門的な相談は救急安心センターさっぽろに機能を移転</u>するとともに、その他の一般的な<u>相談</u>は窓口業務委託の事務職員に移<u>転</u>すること。 <u>イ</u> 小児休日拠点診療の開始 ＜省略＞ (3) 継続的に検討すべきこと ＜省略＞ ウ 指定管理における利用料金制度の導入の可否 収入増加に係る指定管理者のインセンティブを増加させるため、利用料金制度の導入の可否について、令和10年度末までを目途に検討すること。	(2) 令和8年度当初までに行われるべき取組み ア 看護師職員配置の適正化 <u>開設当初である平成16年度から令和6年度にかけて、受診者数が4割以上減少している実態を踏まえ、看護師職員配置の適正化を行うこと。</u> <u>なお、配置の検討においては、別表の令和6年度時点の受診者数に見合った看護師職員の配置人数を基準とするほか、求められる医療の変化や法定休日等の勤務環境に対応した勤務シフト、前出の体制強化より生じる新たな役割など、夜間急病センターの運営の実務における要件を考慮すること。</u> <u>また、配置の適正化は、令和8年度当初までに着手し、段階的に取り組むとともに、繁忙期に対応するための柔軟な雇用体制を構築すること。</u> <u>併せて、看護師による電話相談業務は見直し、救急安心センターさっぽろで対応可能な救急医療相談等は救急安心センターを活用するとともに、その他の一般的な問い合わせは窓口業務委託の事務職員に移行すること。なお、電話相談業務を移行することに伴い、市民サービスが極端に悪化することのないよう、対応マニュアル等を作成するなどの体制を整備した上で段階的に進め、看護師業務負担減少への効果も見極めること。</u> ＜修正なし＞ <u>別表 看護師職員配置人数</u> <u>イ 経費の適正化</u> <u>学会等への参加に係る基準を定めた上で、学会旅費に係る支出の見直しを行うこと。</u> <u>ウ</u> 小児休日拠点診療の開始 ＜修正なし＞ (3) 継続的に検討すべきこと ＜修正なし＞ ウ 指定管理における利用料金制度の導入の可否 収入増加に係る指定管理者のインセンティブを増加させるため、<u>次期指定管理期間における</u>利用料金制度の導入の可否<u>に係る検討</u>について、令和10年度末までを目途に<u>行う</u>こと。	・前回審議会意見を踏まえた修正及び文言修正 ・記載位置の変更 ・前回審議会意見を踏まえた修正（(1)速やかに行われるべき取組み→(2)令和8年度当初までに行われるべき取組みへ移動、基準を定める旨追記）及び文言整理 ・文言整理